

重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1、事業者概要

事業者名称	独立行政法人地域医療機能推進機構
所在地 (連絡先および電話番号)	東京都港区高輪3丁目22番12号 電話 03-5791-8220 FAX 03-5791-8258
代表者氏名	独立行政法人理事長 山本 修一

2、事業所概要

事業所名称	独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター 訪問看護ステーション くらまぐち
事業所番号	2660190147
所在地 (連絡先および電話番号)	〒603-8151 京都府京都市北区小山下総町27番地 電話 075-441-6101 FAX 075-432-6768

3、事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

- (1)訪問看護ステーション くらまぐち(以下「本事業所」という。)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減または悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2)事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3)本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4、本事業所の職員体制(令和7年4月1日現在)

職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1名	
看護師	3名	1名

5、サービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)
営業時間	8時30分～17時15分 (ただし通常の訪問看護を行う時間は9時～17時)

6、営業地域

通常の地域:事業所から北は北山通り、南は丸太町通り
東は東大路通り(一部エリア外)、西は千本通りまで

7、利用料

- (1)利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- (2)利用者は、訪問看護ステーション くらまぐち料金表(別表)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料およびサービスを提供するうえで必要になった費用を支払うものとします。

8、利用料の支払い方法

毎月15日までに請求書を送付し、預金口座より翌月6日に振替させていただきます。
口座振替手数料(200円または250円)が必要となります。

キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です
当日訪問までのご連絡の場合	1000円を請求いたします
訪問までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%を請求いたします

*ただしご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

9、緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族緊急連絡先

氏名

続柄

連絡先(昼)

連絡先(夜)

10、事故発生時の対応

(1)訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2)利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11、災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を確認したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要時の訪問を行います。

12、秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行ううえで知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

13、個人情報の保護

本事業所はご利用者の個人情報の取扱いについて万全の体制で取り組んでいます。内容については独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター個人情報の保護規定に準じています。

14、利用者への不適切な対応の防止

本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1)研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2)居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3)従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

15、苦情申し立て窓口

(1)独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター
訪問看護ステーション くらまぐち事務所(管理者)

電話:075-432-6768

(2)独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター 総務課

電話:075-441-6101

(3) 北区役所

〒603-8511 京都市北区東御所田町33-1

電話(代表) 432-1181

(4) 上京区役所

〒602-8511 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285

電話(代表) 441-0111

(5) 左京区役所

〒606-8511 京都市左京区堂ノ上町7-2

電話(代表) 702-1000
